

Accounting SQUARE

中小企業の成長に 果たす「会計」の役割

日本商工会議所 会頭 おかむら ただし
岡村 正



I. はじめに

わが国経済は、震災復興需要や経済対策の効果等もあり、全体的には、緩やかな回復基調が続いている。しかし、超円高、欧州金融不安や資源価格の高止まり等の海外要因に加え、国内では、長期にわたるデフレ、高い法人税負担、電力不足、地域の疲弊等の課題が山積している。また、少子高齢化に対応した経済社会システムの再構築や危機的な財政赤字の解消等の構造的な問題が横たわっており、国民、そして、企業は将来の見通しが立たず、日本経済への自信が揺らいでいる。

厳しい状況の中で、中小企業が雇用を維持しながら事業を継続していくことは、非常に困難になっており、これまで以上に、経営者自らが自社の経営状況や財務状況を正確に把握し、経営力や資金調達力を向上させていくことが強く要請されている。特に、財務状況については、企業経営の実態を見極める観点から不可欠な情報であり、そのため、「会計」の重要性がますます高まっている。

2012年2月、中小企業向けの新たな会計ルールとして、「中小企業の会計に関する基本要領」

(以下「中小会計要領」という。)が策定された。「中小会計要領」は、中小企業の実態を踏まえ、中小企業の経営力向上を図るため、中小企業関係者が主体となって、会計専門家や金融機関等の参画を得ながら策定された会計ルールである。中小企業の健全な育成という中小企業政策の観点に立った会計ルールであり、世界的にも例を見ない画期的な取り組みであったといえる。

中小企業を取り巻く環境が大きく変わる中であって、「会計」を、単なる経理処理の手法として捉えるのではなく、中小企業の成長に欠かせない重要な経済活動の基盤として活用していくことに異論の余地はない。ここに至るまでに尽力された関係者の皆様に対して、心から敬意を表するとともに、これまでの経緯を踏まえつつ、中小企業の成長に果たす「会計」の役割について、日本商工会議所の考えを申し述べたい。

II. 日本経済の再生と中小企業

1. 中小企業が成長の原動力

危機的な状況にある日本経済の再生には、震

災復興と成長戦略を果敢かつ迅速に実行していくことが不可欠であることはいうまでもない。その原動力は企業であり、特に、企業数の99.7%、雇用の7割を占め、地域経済社会の基盤を支えているのは中小企業である。筆者が日頃から、「中小企業の活力強化なくして、地域経済の活性化、さらには日本経済の再生はあり得ない」と主張している根拠はここにある。

政府が、本年7月末に閣議決定した「日本再生戦略」において、「中小企業戦略」を日本再生の4大プロジェクトの一つに位置付けたことは高く評価したい。中小企業の支援ニーズは多様かつ成長段階に応じて異なるため、きめ細かい支援が必要であり、さらに踏み込んだ実効性の高い具体策とその実行が大いに期待されることである。

2. 商工会議所は中小企業の成長を支援

商工会議所は、明治11年(1878年)、国会が開設されていない時代にあって、世論を代表する機関として発足し、以来130余年にわたり、政策提言活動のほか、商工業の振興や地域活性化に取り組んできた。会員組織で構成される商工会議所の活動内容は、時代とともに拡がりを見せ、現在では、まちづくり、ものづくり、観光振興、子育て支援や教育支援、伝統文化の振興、節電対策の推進など、会員・非会員を問わず、地域のために、様々な課題に取り組んでいる。また、時代に即応できる産業人材の育成のため、簿記、販売士やPC検定などの検定試験を行っており、中でも昭和29年にスタートした簿記検定は、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力が身につく資格として、年間60万人超の方々が受験し、高い信頼と評価をいただいている。

一方で、全国の商工会議所に中小・小規模企

業の経営相談にあたる約3,500名の経営指導員を配し、各企業が抱える課題解決に向けて、様々な経営支援活動を展開している。年間の相談件数は173万件に及び、その内容も、従来の資金調達や新商品開発、販路開拓、労務管理等に加え、近年では、事業承継、M&A、知的財産など多岐にわたっている。とりわけ、最近では、グローバル化の進展を受けて、国際展開に対する関心が高まっており、国内における準備段階はもとより、海外市場の開拓や海外拠点の設立、トラブル対応など、在外日本人商工会議所等のネットワークを活用したきめ細かい取り組みを行っている。個々の中小企業に対する経営支援活動は、政策提言活動と並んで、時代を超えて商工会議所が真正面から取り組んでいる中核的な活動である。

3. 課題克服の手段としての「会計」の重要性

中小企業が直面している課題が多様化する一方で、企業が生き残りを図るために、自社の経営状況や財務状況をタイムリー、スピーディーに把握し、自らの強み、弱みを捉えることの重要性が、関係者から強く指摘されている。

急激なグローバル化の進展によって、企業の財務状況の開示が一層求められており、また、目まぐるしい環境変化の中にあって、中小企業が経営課題を克服し、新たな成長を遂げるために、経営者自身が適切かつ迅速に判断を下していくことが、これまで以上に要請されている。さらに、企業活動に不可欠な資金調達の円滑化を図る観点からも、財務状況の正確な把握は重要性を増している。経営のインフラの一つである「会計」の重要性に改めて注目が集まっており、中小企業においても、その重要性は論を俟たない。

Ⅲ. 「中小会計要領」の策定

1. 中小企業の実態を踏まえた、新たな会計ルール必要性

近年、経済のグローバル化に伴い、世界的に「会計の国際化」が進展し、わが国においても、会計基準の国際会計基準とのコンバージェンスが進められてきた。2007年には、企業会計基準委員会と国際会計基準審議会の間で、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（東京合意）」がなされ、2011年6月末までに会計基準のコンバージェンスを達成することとされた。国際会計基準は、世界で活躍するグローバル企業にとって、海外の投資家等に対し比較可能性の高い会計情報の提供を行うものであり、意義ある制度である。

一方、中小企業の会計に関しては、2005年8月に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会のほか、日本商工会議所も加わった4団体により、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）が策定されている。「中小会計指針」は、特に会計参与設置会社において活用されることが期待されており、国際会計基準へのコンバージェンスが加速する中で、累次の改訂が行われている。

他方、わが国の多くの中小企業においては、会計情報の開示が求められる範囲は、金融機関など一部のステークホルダーに限定されており、また、経理担当者の会計に対する知識や人員体制が必ずしも十分ではなく、さらに、資本市場を通じて投資家から資金調達を行うことはほとんどないという実態を有している。これらの中小企業においては、会社法上の確定決算に基づき法人税法上の課税所得の計算・申告を行う「確定決算主義」に基づき、主として、税務会計により会計・納税事務が行われており、中

小企業の会計は、税務申告と表裏一体の関係にあるといっても過言ではない。しかし、会計の国際化の内容によっては、わが国税制と相容れない会計基準の見直しがなされ、会計と税制の乖離が進むことによって、「会計と税制の調和」が崩れ、「確定決算主義」の基盤が揺らぐ事態に陥りかねない。

日本商工会議所では、2009年9月に、中小企業関係者や金融機関、有識者等による研究会を設置して、中小企業の視点に立った会計基準のあり方について検討を開始した。その結果、海外からの投資を募るグローバル企業とは異なり、多くの中小企業は、国際会計基準を適用する必要性は乏しいとの結論に達した。また同時に、会計基準の直接のユーザーである中小企業の実態を踏まえ、第一に、中小企業の経営者にとって理解しやすく、その活力強化に資すること、第二に、中小企業にとって資金・人材面での対応が可能であり、かつ負担が最小限であること、第三に、確定決算主義が維持され、会計と税制の調和が図られることが極めて重要であり、これらを満たす中小企業向けの新たな会計ルールの整備が必要であると提言したところである。

2. 中小企業関係者や会計専門家等が参画し策定

2009年に、企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において、非上場企業への国際会計基準の任意適用の取扱いについて「中小・中堅規模企業はIFRS適用のニーズは低いと考えられ、IFRSに基づく財務諸表作成のための体制整備や準備の負担を考えると、非上場企業へのIFRSの適用は慎重に検討すべきである」と結論付けられた。

また、2010年春には、わが国の会計基準の国際化が進展する状況を踏まえ、非上場会社、

とりわけ中小企業の会計基準のあり方について幅広く検討するために、中小企業庁および企業会計基準委員会や日本商工会議所をはじめとする民間団体により、2つの検討会（「中小企業の会計に関する研究会」および「非上場会社の会計基準に関する懇談会」）が相次いで設置された。2つの検討会はいずれも、国際会計基準の中小企業への適用は慎重であるべきであり、また「中小会計指針」とは異なる新たな会計ルールを策定すべきとの結論に至っている。

これらを受けて、2011年2月に設置された、中小企業庁と金融庁の共同事務局による「中小企業の会計に関する検討会」において、中小企業関係者が主体となって、会計専門家や金融機関等の関係者が全て参画し、海外から資金調達をしない中小企業向けの新たな会計ルールとして、国際会計基準の影響を受けない「中小会計要領」がとりまとめられた次第である。

「中小会計要領」は、中小企業の実務において、実際に使用され必要と考えられる勘定科目について、簡潔かつ可能な限り平易に表現されており、中小企業の経営者が自ら理解でき、活用することを狙いとしている。今後、中小企業が積極的に「中小会計要領」を活用することによって、経営力や資金調達力を向上させ、新たな成長に結びつける契機となることが期待される。



IV. 「会計」を通じた中小企業の経営力強化を

急速なグローバル化の進展の中で、間接金融における金融機関の融資姿勢も変化を見せている。すなわち、中小企業の経営者に対し、経営実態のより正確な開示を求める姿勢を強めており、中小企業の経営者にとっては、自社の財務状況の説明責任が一層問われる時代となっている。従来の「税務のための会計」から、「経営に役立つ会計」へと大きく転換していかなければならず、「中小会計要領」の策定は、この流れを側面から支援する大きなツールであると考えている。

中小企業の現場においても、2009年度に、東京商工会議所をはじめ都内の中小企業支援機関が約2,000社を対象に行った「経営力向上TOKYOプロジェクト」における調査において、「2期連続で黒字」となっている企業は「財務・会計管理」に積極的に取り組んでいるという結果が明らかになった。

このことは、中小企業政策審議会における審議や中小企業憲章等において、「会計」の整備により経営力や資金調達力の向上を図り、中小企業の成長につなげていくことの重要性が指摘されていることにも表れている。

しかし、250万社を超える中小企業が「会計」を活用して経営力や資金調達力を向上していくためには、経営者自身に自社の経営に「会計」がいかに有用なものであるかを理解してもらうことが大きな課題である。このため、2012年度～2014年度の3年間を「中小会計要領」の集中広報・普及期間として、普及に向けた取り組みを開始している。商工会議所をはじめ、様々な機関によるセミナー等が開催されているほか、金融機関においては、「中小会計要領」を活用した企業への金利優遇などのインセンティブ措置の実施・検討がなされている。今

後、さらに普及に向けた取り組みを推進していくこととしたい。

V. おわりに

地域経済や雇用を支え、経済成長の源である中小企業の活力強化に向けて、多様な中小企業が自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備が重要であり、成長戦略の大きな柱として、中小企業政策を強力に進めていく必要がある。

中小企業関係者や会計関係者が、「中小会計要領」の活用を成長戦略の一つとして位置付けていくことで、中小企業自身が力強い持続的な発展を図り、ひいては日本経済の再生にもつながっていくことを願ってやまない。

それを実現させていくためにも、中小企業を取り巻く全ての関係者が一丸となり、官民一体となった取り組みを行っていくことが不可欠である。日本商工会議所としても、全国 514 商工会議所と連携し、「中小会計要領」の普及・活用を強力に推進していく所存である。中小企業の成長および日本経済の再生に向け、商工会議所の総力を結集し、引き続き尽力してまいりたい。